○農林水産省告示第九百七十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条一項の規定に基づき、次のように特別母樹林の指定を解除するので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十二日

農林水産大臣　森山　裕

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除本数	解除面積	解除の理由	所有者等の氏名又は名称及び住所
特四五―一七	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林	すぎ	三重県松阪市飯高町波瀬字口窪谷一四	五二本	○・二八ヘクタール	指定理由が消滅したため	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中悠理
特四五―二〇	〃	〃	すぎ	三重県松阪市飯高町波瀬字西波瀬谷八〇二	五九本	○・五八ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中善彦
特四五―二七	〃	〃	ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字瀧ノ谷四二七	六七本	○・一四ヘクタール	〃	〃
特四五―二九	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町桑原字風呂谷二三七・二三八・二一〇・二四三番一	二九一本	二・二九ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中めぐみ・田中洋子
特四五―三一	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字口窪谷西側五九五・東側五九六	三〇本	○・二八ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中瑞希
特四五―三二	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字口窪谷東側六〇五	六〇本	○・二九ヘクタール	〃	〃
特四五―三三	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字口窪谷東側六一二	七七本	○・四一ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中悠理
特四五―三五	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字正木四二〇・四二一	二一三本	○・八四ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中瑞希
特四五―三六	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字湯舟四〇三	九九本	○・二〇ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中善彦
特四五―三七	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町波瀬字寺ノ奥三六一	八九本	○・二〇ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中悠理
特四五―四四	〃	〃	すぎ・ひのき	三重県松阪市飯高町栃谷字赤岩一番一・二・三番一	一〇九本	○・四八ヘクタール	〃	三重県松阪市殿町一二八三番地　田中瑞希

○国土交通省告示第六百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽自動車道吹田山口線	神戸市北区八多町中字堂垣内八七四番三から同市北区八多町中字坂本山六二五番一まで	前	最大 二四・八 最小 二〇五	一一五
		後	最大 二七〇 最小 二一〇	

道路の区域

○国土交通省告示第六百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5432号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）	TK―210 I 型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5433号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	TK―210 C 型	〃	〃
第5434号	〃	TK―210 Y 型	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5361号	小型船舶用浮力補助具	TK―9120型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5462号	〃	TK―8120型	〃	〃